

## 同志社大学 研究開発推進機構「研究センター」研究経過・成果報告書

2006年 5月 30日

研究センター名 (英 文 名)	日本会社法制研究センター Center of Japanese Corporation Laws Studies			
研究センター長	(所属) 法学部 (氏名) 森田 章	(職名) 教授		
設 置 期 間	2003年 4月 1日 ~ 2008年 3月31日			
共同研究組織の形成状況				
研 究 者 名	研究機関・所属・職名	専門分野	役割分担	エフォート (%)
学内共同研究者 森田 章	法学部教授	商法、証券取引 法	研究代表者	30
龍田 節	司法研究科教授	商法、証券取引 法		20
早川 勝	司法研究科教授	商法		30
ハンス P .マルチ ユケ	司法研究科教授	商法、比較法、 労働法		30
川口 恭弘	法学部教授	商法、証券取引 法、金融法		25
木下 孝治	司法研究科教授	保険法		25
伊藤 靖史	法学部助教授	商法		25
松尾 健一	法学部専任講師	商法、証券取引 法		25
学外共同研究者 メルビン・A・アイ ゼンバーグ	カリフォルニア大学バークレー 校教授・客員フェロー	商法、証券取引 法、契約法		10

共同研究組織の形成状況	
研究機関名 日本会社法制研究センター 共同研究機関	役割分担
日本監査役協会関西支部	本センター所属の研究員が参加して隔月で監査役制度に関する共同研究を行なっている。
<p><b>形成した共同研究組織の特徴</b> 共同研究を遂行・進展するための体制、研究者の学内外のバランス、研究者のレベルのバランスなどについて記入してください。</p> <p>センター所属の研究者は、ほとんどが学内の者であるが、法学部と司法研究科に所属する者がおり、互いの教育活動について意見交換を行なうなど、共同研究組織を形成したことによる教育面でもメリットはある程度みとめられる。</p> <p>学外の研究者としてアイゼンバーグ教授には、国際シンポジウムのパネリストを2度引受けていただいただけでなく、折に触れてE-mailを通じて、さまざまな法律問題に関する所見をうかがうことができた。</p>	
<p><b>有機的連携</b> 研究者相互の有機的な連携が保たれ、活発な研究活動が展開されるネットワークが形成されているかについて記入してください。</p> <p>定期的に研究会を開催することはなかったが、国際シンポジウムの準備、私法学会での報告での準備等のために、それぞれ複数回の研究会を開き、学外からの参加者も含めて非常に活発な議論が行なわれた。</p>	
<p><b>人材の育成</b> 若手研究者が有為な人材として活躍できるような仕組みを措置し、機能しているか、大学院生・PDの育成・活用状況も含めて記入してください。</p> <p>国際シンポジウム等の準備のための研究会には、後期課程に在籍し、または後期課程進学を希望している大学院生の参加を認め、国内外のトップクラスの研究者の間で行なわれる議論に直接触れ、そこに参加する機会を提供している。</p> <p>また、専任フェローのアイゼンバーグ教授には、大学院生からのE-mailを通じた質問等に回答していただいております、アメリカ法の研究において貴重なツールとなっている。</p>	

<p>当初研究計画の実施状況</p>
<p><b>研究目的</b></p> <p>設置申請書に記載した研究目的を記入してください。  (研究目的の学問分野、意義、特色、重要性、発展性)</p> <p>本センターは、会社法制のなかで、特に資本市場法制の研究に重点を置く。企業の資金調達、企業および国民の資金運用の場として資本市場が重要な役割を果たしていることは論をまたない。さらに、近年の企業の海外進出や海外投資家の国内参入で、資本市場は急速にグローバル化している。公正で透明性の高い資本市場の構築は、世界共通の緊急の課題であるといえる。このような世界的課題に関するグローバル・スタンダードを形成することが本センターの活動の目的である。一方で、会社法制のうち、倒産法制、労働法制などのなかには、その国の「風土と文化」に大きく左右される分野が存在する。このような、グローバル・スタンダードに馴染まない分野についても、比較法研究を通じて、わが国における最善の法制を模索することが必要である。さらに、日本固有の法制を海外に発信することで、世界レベルの研究に多大な貢献をなすことも期待される。</p>
<p><b>実施計画</b></p> <p>設置申請書に記載した実施計画を記入してください。  (研究目的を達成するための各年次の事業の実施計画)</p> <p>2003年度：国内・国外（EU）からパネリストを招聘し、コーポレート・ガバナンスをテーマとした国際シンポジウムを開催。</p> <p>2004年度：国内・国外（米国）からパネリストを招聘し、取締役の責任をテーマとした国際シンポジウムを開催。</p> <p>2005年度：取締役の責任および企業買収とその防衛をテーマとして、学外からの参加者も交えて研究会・シンポジウムを開催。</p> <p>2006年度：国内・国外（EU・米国）からパネリストを招聘し、企業の社会的責任をテーマに国際シンポジウムを開催。</p> <p>2007年度：これまでの研究成果をまとめて出版。</p>
<p><b>当初の研究計画に対する進捗状況</b></p> <p>研究センター設置当初の研究目的に沿って、実施計画は着実に進展しているか、研究経過・進展状況を、各年度ごとに記入してください。また、今後実施する研究計画及び将来の課題とその解決策についても記入してください。</p> <p>2003年度：2003年11月7日「コーポレート・ガバナンス - グローバル・スタンダードの構築を目指して - 」と題する国際シンポジウムを開催。</p> <p>2004年度：2004年5月28日「取締役の職務と責任」と題する国際シンポジウムを開催。</p> <p>2005年度：2005年6月16日「敵対的企業買収と法  新しい視点から 」と題するシンポジウムを開催。</p> <p>2005年10月10日、日本私法学会シンポジウムにおいてセンター所属メンバー3名が報告者を務める。</p> <p>2006年度：2006年5月16日「企業統治と企業の社会的責任」と題する国際シンポジウムを開催。</p> <p>2006年5月20日「企業統治とソフト・ロー」と題する国際シンポジウムを開催。</p> <p>2007年度には上記のシンポジウムにおいて得られた成果をまとめて出版する予定であるが、その際には、それぞれのテーマの相互関係を明らかにし、体系的に整理する必要がある。</p>

<p>当初研究計画の実施状況</p>
<p>主な論文・著書等の発表状況</p> <p>論文名、主著者名、学協会誌名、巻、号、最初と最後の頁、発表年月（西暦）の各項目について、代表的なものを5編以内で記入してください。</p> <p>1. コーポレート・ガバナンスの基本問題、クラウド・ホプト、商事法務 1710 号 15-26 頁（2004 年 10 月）</p> <p>2. アメリカ会社法における注意義務〔 〕～〔 〕・完〕、メルヴィン・アイゼンバーグ、商事法務 1712 号 27-31 頁、1713 号 4-15、1714 号 7-16 頁以下、1716 号 12-20 頁、2004 年 11 月・12 月</p> <p>3. アメリカ法における会社の違法行為に関する責任〔上〕〔下〕、メルヴィン・アイゼンバーグ、商事法務 1741 号 56-59 頁、1743 号 49-55 頁、2005 年 9 月</p>
<p>学会・会議における発表状況</p> <p>国内外の学会・会議での研究成果の公表状況について、発表者名、発表標題、学会・会議名、発表年月日、開催地の各項目を記入してください。</p> <p>森田章「取締役の民事責任の制限」、早川勝「M&amp;A における取締役の義務と責任」、川口恭弘「事業の公益性と取締役の責任」、いずれも日本私法学会第 69 回大会シンポジウム（2005 年 10 月 10 日）にて報告（於 九州大学）、詳細については『私法』68 号（2006 年）を参照。</p>
<p>研究会・講演会等の開催状況</p> <p>研究会・講演会等による研究成果の公開状況について、開催時期、開催場所、名称、参加人数、主な招待講演者等の各項目を記入してください。</p> <p>1. 2003 年 11 月 7 日、同志社大学寧静館 5 階会議室、「コーポレート・ガバナンス - グローバル・スタンダードの構築を目指して - 」、招待講演者：Klaus Hopt 教授、Brian Cheffins 教授、Nicolas Druey 教授、Peter Doralt 教授、江頭憲治郎教授、神田秀樹教授</p> <p>2. 2004 年 5 月 28 日、同志社大学寒梅館ハーデーホール、「取締役の職務と責任」、招待講演者：Melvin Eisenberg 教授、コメンテーター：黒沼悦郎教授、宍戸善一教授、前田雅弘教授</p> <p>3. 2006 年 5 月 16 日、よみうりホール、「企業統治と企業の社会的責任」(日本監査役協会との共催)、招待講演者：Melvin Eisenberg 教授、Klaus Hopt 教授、コメンテーター：神田秀樹教授</p>

当初研究計画の実施状況							
研究費の内訳							(単位:千円)
項目	費目・名称	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	合計
学内研究資金	客員フェロー人件費	2,400	2,400	2,400	2,400		9,600
主な使途内訳	印刷製本費	4	0	0	500		504
	旅費交通費	1,271	443	315	1,200		3,229
	謝礼	769	1,582	350	400		3,101
	機器備品費	0		792	0		792
	その他	742	2,695	54	1,900		5,391
学内資金	小計	5,186	7,120	3,911	6,400		22,617
学外研究資金	科学研究費補助金						
主な受入資金	奨学寄付金						
研究資金	合計	5,186	7,120	3,911	6,400		22,617
<p><b>執行の妥当性</b></p> <p>研究費は効率的・効果的に使用されているか、重点化を行った場合はその根拠、研究者間の配分の適切性などについて記入してください。</p> <p>本センターの主たる事業は国際シンポジウムの開催であるため、研究費の大半が、シンポジウム開催のための費用（講師謝礼、交通費、宣伝広告費等）に使用されている。</p> <p>国際シンポジウムを開催しなかった2005年度については、日本私法学会シンポジウムでの報告のための準備作業に研究費が使用され、その大半は、学外からの講師への謝礼・交通費である。</p> <p>いずれもその目的達成のために効果的に使用されたと考えられる。</p>							
<p><b>教育・研究への貢献状況</b></p>							
<p><b>同志社大学の教育活動との関連性</b></p> <p>研究センターの研究成果について、本学の教育活動へ還元された事項、あるいは、今後貢献が期待される事項があれば、記入してください。（例えば、教育課程の多様化、豊富化への寄与、あるいは、展開の可能性など。）</p> <p>国際シンポジウムは一般公開され、本学学生も多数参加した。また、法学研究科生の中には、シンポジウムでのパネリストの議論をきっかけとして、修士論文のテーマを選定し、執筆した者も数名あった。</p>							
<p><b>同志社大学の研究活動との関連性</b></p> <p>研究センターの研究成果について、本学の研究活動へ活用された事項、あるいは、今後貢献が期待される事項があれば、記入してください。（例えば、研究領域の多様化、豊富化への寄与、あるいは、創出の可能性など。）</p> <p>本学にはEU資料センターが設置されており、我が国におけるEU研究の重要な一翼を担っていると考えられるが、本センターの国際シンポジウムにはEU加盟国からも多数のパネリストを招聘しており、本学におけるEU研究の発展に一定程度貢献できたと考えられる。</p>							

<p style="text-align: center;"><b>専門的及び社会的な評価</b></p>
<p><b>関連する学会等での研究センターに対する評価</b>        関連する学会を列挙し、これらの学会が研究センターの研究活動に対してどのような評価を行っているのかを記入してください。また、産官学連携の視点からの評価があればあわせて記入してください。</p> <p>関連する学会：日本私法学会        2005年日本私法学会において「取締役の義務と責任」と題するシンポジウムが開催され、本センター所属の研究者3名（森田・早川・川口）がパネリストとして報告した。        同学会のシンポジウムを私学関係者が中心となって開催することは稀であり、本センター所属研究者がシンポジウムの中心的役割を担ったことは、本センターの活動に対する評価の現れであると考えられる。</p>
<p><b>学内外に与えたインパクト並びに社会的な評価</b>        学内外にどのようなインパクトを与えたか、また、社会的評価として、新聞、雑誌、TVニュース等に取り上げられたことがあれば、当該記事の切り抜きの添付又は報道内容の概要を記入してください。</p> <p>上記シンポジウムでの報告内容および報告に対する質疑・応答の内容は、商事法務1740号4頁以下（2005年）私法68号56頁以下に所収されているが、とりわけ商事法務所収の報告については、公表後、複数の論文において引用されており、学会に一定のインパクトを与えたものと考えられる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>新たな学問領域等の創出</b></p>
<p><b>研究活動による新たな学術的知見の創出</b>        これまでの研究活動により、独創性・新規性を格段に発展させる研究成果の創出の可能性、あるいは学問的及び学術的な新たな知見の創出について記入してください。</p> <p>法律学における研究活動は、先行研究を踏まえた上で、そこに積み重ねていくという方法で進められることが一般的、かつ重要であり、パラダイムの転換をもたらすといった意味での新規性を有する研究は稀である。        よって、ここに記載すべきことはとくにない。</p>
<p><b>研究成果の活用の見通し及び副次的効果</b>        これまでの研究活動により、新たな研究領域や新たな学会組織の創出の可能性あるいは当該研究分野及び関連研究分野への影響力・貢献度について記入してください。</p> <p>の「学内外に与えたインパクト」の欄に記載したとおり。</p>